

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(千葉県担当部会)

令和2年10月8日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第1900086号
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚)第2000019号

第1 結論

請求期間について、訂正請求記録の対象者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名(続柄) : 女(妻)
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和2年生
住 所 :

2 被保険者等の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 大正15年生

3 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和24年1月2日から同年8月1日まで

私の夫(訂正請求記録の対象者)は、昭和24年1月2日から同年8月1日までの期間、A社で厚生年金保険に加入していたはずであるので、調査の上、記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

訂正請求記録の対象者が請求者として行った、昭和23年12月31日から昭和24年8月1日までの期間におけるB社に係る第1回目の訂正請求については、i) 同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿(以下「被保険者名簿」という。)により、同社は、昭和22年4月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっていることが確認できること、ii) 同社の事業を承継しているC社は、請求期間当時の資料を保管していないこと、iii) 請求者が挙げた、請求期間当時の同僚は、いずれも連絡先が不明であることから、B社における勤務状況及び厚生年金保険料控除を確認することができないとして、年金記録の訂正をしないとする決定が平成28年*月*日付けで関東信越厚生局長から既に通知されている。

第2回目は、訂正請求記録の対象者の妻が請求者として、請求期間を昭和23年12月31日から昭和24年7月31日までとし、また、勤務した事業所名は不明であるとして、請求内容を変更し訂正請求を行っていることから、訂正請求記録の対象者の請求期間直前に厚生年金保険の適用事業所となったA社に照会したところ、同事業所から提出された退職者辞令原簿により、

訂正請求記録の対象者は、同事業所において昭和 24 年 1 月 1 日に依願退職したと記録されており、同年 1 月 1 日まで勤務していたことが確認できることから、厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の記録を昭和 23 年 12 月 31 日から昭和 24 年 1 月 2 日に訂正をする決定、またその余の請求期間については、i) 請求者は、訂正請求記録の対象者が勤務していた事業所の名称及び所在地が不明と回答していること、ii) 同事業所は、訂正請求記録の対象者の関連会社への転出に関する資料について、当時の資料は保管していないと回答していること、iii) 年金事務所が保管する同事業所に係る被保険者名簿において昭和 23 年 12 月 1 日以後に厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、直後に別の事業所において被保険者資格を取得している者の各事業所に係る被保険者名簿において、訂正請求記録の対象者の氏名は見当たらず、勤務していたとされる事業所を特定することができないこと、iv) 請求者は訂正請求記録の対象者の給与明細書等を保管していないことから、当該期間における勤務事業所名及び勤務状況並びに厚生年金保険料控除を確認することができないことから、年金記録の訂正をしない決定が令和元年*月*日付けで関東信越厚生局長から既に通知されている。

これに対し、今回、請求者は、請求期間を昭和 24 年 1 月 2 日から同年 8 月 1 日までとし、また、勤務した事業所名は A 社であるとして、請求内容を変更し 3 回目の訂正請求を行っている。

しかしながら、上記のとおり、前回の調査において、関係事業所として、A 社に対して文書照会をしており、同事業所は、訂正請求記録の対象者に係る退職者辞令原簿に、昭和 24 年 1 月 1 日依願退職と記載されていること及び同年 1 月 2 日以降の訂正請求記録の対象者の動静は不明であると回答している。

また、今回の調査において、請求者は、訂正請求記録の対象者の同僚は分からないと陳述していることから、請求期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料控除について確認できない。

そのほか、請求内容及びこれまでに収集した資料等を含めて、再度、検討したが、従来の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、訂正請求記録の対象者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第2000023号
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚)第2000020号

第1 結論

請求期間について、訂正請求記録の対象者のA社及びB社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名(続柄) : 女(妻)
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和2年生
住 所 :

2 被保険者等の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 大正15年生

3 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和19年8月26日から昭和23年12月1日まで

私の夫(訂正請求記録の対象者)は、商業学校を退学した後、請求期間において、A社、B社、A社の順に厚生年金保険に加入していたはずなのに、厚生年金保険被保険者期間となっていない。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求者は、訂正請求記録の対象者が、商業学校を退学した後、最初に入社したのはA社の本社であり、職種は事務職であると主張しているところ、公的年金において、工場等の男性労働者に加えて事務職が被保険者の対象となるのは、適用拡大がされた昭和19年6月1日以降であり、給付の対象となるのは、保険料の徴収が開始された同年10月1日以降であることから、請求期間のうち同日より前の期間については、厚生年金保険被保険者期間に算入されない。

また、A社は、請求期間に係る訂正請求記録の対象者の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について不明と回答している上、C健康保険組合は、請求期間に係る訂正請求記録の対象者の加入記録等はないと回答している。

さらに、請求者は、請求期間当時の役員としてD氏を挙げているが、A社の請求期間に係る商業登記簿謄本は保存期間を経過したため廃棄されており、D氏について特定することができないことから、請求期間に係る訂正請求記録の対象者の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

2 B社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿、厚生年金保険被保険者台帳及び厚生年金保険被保険者番号払出簿によると、同社はE社として、昭和19年6月1日に厚生年金保険の適用事業所となり、昭和21年10月25日に名称をB社と変更して、昭和22年4月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていることが推認できる。

請求者は、訂正請求記録の対象者が、事務職としてB社に入社したが、その時期は不明と主張しているところ、仮に、A社を入社直後に退社して、その直後にB社（当時は、E社）に入社した場合、公的年金において、工場等の男性労働者に加えて事務職が被保険者の対象となるのは、適用拡大がされた昭和19年6月1日以降であり、給付の対象となるのは、保険料の徴収が開始された同年10月1日以降であることから、請求期間のうち同日より前の期間については、厚生年金保険被保険者期間に算入されない。

また、請求者は、訂正請求記録の対象者の同僚について不明と陳述していること及びB社に係る商業登記簿謄本は保存期間を経過したため廃棄されており、請求期間当時の事業主について特定することができないことから、請求期間に係る訂正請求記録の対象者の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

3 このほか、訂正請求記録の対象者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、訂正請求記録の対象者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

なお、請求者に対しては、本件訂正請求とは別の訂正請求に対して、令和元年*月*日付けで、関東信越厚生局長の決定が通知されているところ、その内容に関する調査において、昭和23年12月1日に厚生年金保険の適用事業所となったF事業所から訂正請求記録の対象者に係る退職辞令原簿が提出されており、同原簿によると、訂正請求記録の対象者は同事業所において同年6月1日に採用され、昭和24年1月1日に依願退職したことが確認できる。